

新型コロナウイルス感染症対策予算を専決処分しました ～令和2年度一般会計補正予算（第14号）～

伊達市では、新型コロナウイルス感染症対策に係るひとり親世帯臨時特別給付金（再支給）及び伊達市内に帰省する若者に対するPCR等検査費用補助について、令和2年12月15日付けで総額41,812千円の補正予算の専決処分を行いました。

- 1 専決処分による補正予算の額 41,812千円
- 2 事業内容
 - ① ひとり親世帯臨時特別給付金（再支給）29,812千円
 - ・対象世帯 472世帯
 - ・給付額 基本給付（1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円）
 - ・支給予定日 12月25日（金）
 - ② 若者帰省者新型コロナウイルス検査費用補助事業12,000千円
 - ・次のすべてに該当する方
 1. 県外に居住する高校生以上の学生または生年月日が平成12年4月2日～平成17年4月1日までの方
 2. 伊達市立小学校または中学校に在籍したことがある方
 3. 令和2年12月26日～令和3年3月31日までの間に伊達市内に住所のある二親等以内の親族宅に帰省予定の方
 4. 補助対象となる検査の結果が判明している方
 - ・対象帰省期間
令和2年12月26日～令和3年3月31日
 - ・補助内容
補助対象となる費用は検査費用のみ
 1. 補助金額 上限 20,000円 ※検査費用が上限額に満たない場合はその検査費用の額
 2. 補助回数1回
 - ・申請期間
令和2年12月26日～令和3年3月31日

問い合わせ先
財務部財政課
電話024-575-1189